

三田市手数料条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第6条 省略 別表(第2条関係) (1)～(11) 省略 <u>(12) 外国人登録原票の写し又は外国人登録原票記載事項証明書手数料 1 通につき 300円</u> 以下省略</p>	<p>第1条～第6条 省略 別表(第2条関係) (1)～(11) 省略 <u>(12) 削除</u> 以下省略</p>

三田市障害者福祉金条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第3条 省略 (受給資格者) 第4条 この条例により福祉金の支給を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、毎年11月1日(以下「基準日」という。)現在において障害者に該当し、かつ、その年の1月1日から基準日まで引き続き市内に居住し、<u>次の各号のいずれかに該当する者とする。</u> <u>(1) 1月1日現在で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第5条の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者</u> <u>(2) 1月1日現在で外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条の規定により本市の外国人登録原票に登録されている者</u> 以下省略</p>	<p>第1条～第3条 省略 (受給資格者) 第4条 この条例により福祉金の支給を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)は、毎年11月1日(以下「基準日」という。)現在において障害者に該当し、かつ、その年の1月1日から基準日まで引き続き市内に居住し、<u>1月1日現在で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者とする。</u> 以下省略</p>

三田市印鑑条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省略 (登録資格) 第2条 <u>次の各号に掲げる者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</u> <u>(1) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者</u> <u>(2) 外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づき、本市の外国人登録原票に登録されている者</u> 2 省略</p>	<p>第1条 省略 (登録資格) 第2条 <u>住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。</u> 2 省略</p>

第3条 省略

(登録印鑑の制限)

第4条 市長は、前条に規定する印鑑登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請を受理しないものとする。

(1) 住民基本台帳又は外国人登録原票に記録され、又は登録されている氏名、氏若しくは名又は氏名の一部を組み合わせたもので表していないもの

(2)～(6) 省略

第5条～第9条 省略

(印鑑票記載事項の変更)

第10条 省略

2 市長は、前項に規定する届出があったときは、速やかに当該届出内容と住民基本台帳又は外国人登録原票とを照合し、印鑑票の記載事項を変更しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市長は必要があると認めるときは、住民基本台帳又は外国人登録原票により印鑑票の記載事項を変更することができる。

4 省略

(印鑑登録の消除)

第11条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑登録者に係る印鑑の登録を消除するものとする。

(1) 省略

(2) 外国人登録原票を他の市区町村へ送付し、又は閉鎖したとき。

(3) 失そう宣告を受けたとき。

(4) 氏又は名を変更したため、登録している印鑑が第4条第1号の規定に該当したとき。

(5) 後見開始の審判を受けたとき。

(6) 市長が第9条の規定による申出を受理したとき。

(7) その他市長が消除することが適当と認めたとき。

以下省略

第3条 省略

(登録印鑑の制限)

第4条 市長は、前条に規定する印鑑登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請を受理しないものとする。

(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏若しくは名又は氏名の一部を組み合わせたもので表していないもの

(2)～(6) 省略

第5条～第9条 省略

(印鑑票記載事項の変更)

第10条 省略

2 市長は、前項に規定する届出があったときは、速やかに当該届出内容と住民基本台帳とを照合し、印鑑票の記載事項を変更しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市長は必要があると認めるときは、住民基本台帳により印鑑票の記載事項を変更することができる。

4 省略

(印鑑登録の消除)

第11条 市長は、印鑑登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該印鑑登録者に係る印鑑の登録を消除するものとする。

(1) 省略

(2) 失そう宣告を受けたとき。

(3) 氏又は名を変更したため、登録している印鑑が第4条第1号の規定に該当したとき。

(4) 後見開始の審判を受けたとき。

(5) 市長が第9条の規定による申出を受理したとき。

(6) その他市長が消除することが適当と認めたとき。

以下省略